

# 立命館慶祥中学校・高等学校保護者会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 立命館慶祥中学校・高等学校保護者会と言ひ、事務局を学校におきます。

(目的)

第2条 会は、学校と相互に協力して地域の人たちや教育に携わる人々とも手を取り合い、生徒の豊かな学力と未来の主催者にふさわしい人格形成のために必要な活動を行うとともに、会員相互の研修・親睦を深めることを目的とします。

(活動)

第3条 会は、前条の目的を達成するため次の活動を行います。

- ① 生徒の教育の充実に必要なこと
- ② 私たちの教養を深め、お互いの親睦を深めるのに必要なこと
- ③ その他目的達成に必要なこと

## 第2章 組織

(会員)

第4条 立命館慶祥中学校・高等学校生徒の保護者を会員とします。

(学校との関係)

第5条 総会、運営委員会それぞれに、校長、副校長、教頭、事務長等の参加、助言を求めることができます。また、専門委員会及び学年、学級等における諸活動に関係教職員の参加、助言を求めることができます。

## 第3章 機関

### 第1節 総則

(機関の種類)

第6条 次の機関をおきます。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ 会長、副会長、役員
- ④ 監査

### 第2節 総会

(総会)

第7条 総会は最高意思決定機関で、運営委員会の決議に基づき会長が招集し、次のことを行います。

- ① 会則の改廃
- ② 活動方針の決定
- ③ 予算の決定と決算の承認
- ④ 会費の額の決定
- ⑤ 役員を選出
- ⑥ その他重要な事項の決定

2 第22条第5項の定めに従い、監査が会長に総会の招集を求めたにもかかわらず、会長が総会を招集しない場合、監査は自ら総会を招集することができます。

- 3 非常事態等により、現実に総会を開催することが困難であると運営委員会が認めた場合、前2項に定める総会を書面（C i a s s iや電子メール等の電磁的方法によるものを含みます。以下同じ。）にて開催することができます。

（定期総会及び臨時総会）

第8条 定例の総会は年1回開催することとします。また必要に応じて臨時総会を開きます。

（議決）

第9条 総会の議決は総会出席者の議決権（書面による総会においては書面により行使された議決権）の過半数をもって行います。

（議長）

第10条 議長は運営委員会の議長が行います。

- 2 運営委員会議長に差し支えがある場合は、副議長あるいは運営委員会の決議により定められた順に従い運営委員が行います。

### 第3節 運営委員及び運営委員会

（運営委員会）

第11条 運営委員会は会の次の業務執行を決し、会長の職務の執行を監督します。

- ① 総会に提出する議案の確定
- ② 重要な活動の決定
- ③ 委員会の設置、委員会規則の制定
- ④ 役員の定数の決定
- ⑤ 会長・副会長・役員・監査の選挙管理委員の選任
- ⑥ 慶弔規定の制定、改廃
- ⑦ その他緊急の事項

（運営委員）

第12条 運営委員会は次の委員より構成します。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 役員
- ④ 学年委員長・副委員長
- ⑤ 各種委員会の委員長・副委員長

（招集）

第13条 運営委員会は会長が招集します。

（議長）

第14条 運営委員会は委員の互選により議長、副議長を選出します。

- 2 議長は議事を整理します。
- 3 議長に差し支えがある場合は、副議長が議長を代行します。

### 第4節 会長・副会長・役員

（会長）

第15条 会に会長1名おきます。

- 2 会長は、会を代表し会務を執行します。

（会長の任期）

第16条 会長の任期は1年とし、再任を妨げません。

（選任等）

第17条 会長は会員の中から選挙で選任します。

- 2 会長は会員の地位を失ったときに当然にその地位を失います。

（副会長）

第18条 会に副会長3名をおきます。

- 2 副会長は会長を補佐し、会務の執行に当たります。
- 3 副会長は会長が任期中にその地位を失ったとき、辞職したとき、あるいは会長に差し支えがある場合は、会長の職務を代行します。

（副会長の任期、選任）

第19条 副会長の任期、選任については第16条、第17条を準用します。

（役員）

第20条 会に役員を若干名おきます。

- 2 役員は、会長の指定した職務を行います。会長、副会長に差し支えがある場合は、これを代行します。

(役員任期、選任)

第21条 役員任期は1年とし、再任を妨げません。選任については第17条を準用します。

## 第5節 監査

(職務、員数)

第22条 会に監査2名をおきます。

- 2 監査は、会務の執行及び会計を監査します。
- 3 監査は、総会及び運営委員会に出席し意見を述べることができます。
- 4 監査は、定期総会に監査結果を報告しなければなりません。
- 5 監査は、必要があるときは会長に総会、運営委員会の招集を求め議案を提出することができます。会長が総会、運営委員会を招集しないときは監査が招集することができます。

(任期、選任)

第23条 監査の任期、選任については第16条、第17条を準用します。

- 2 監査は、運営委員と兼務することができません。

## 第4章 委員会

(委員会)

第24条 会に次の委員会をおきます。

- ① 中学1学年委員会、中学2学年委員会、中学3学年委員会  
高校1学年委員会、高校2学年委員会、高校3学年委員会
- ② 文化委員会
- ③ 広報委員会
- ④ 私学助成委員会
- ⑤ 選挙管理委員会
- ⑥ 運営委員会で設置することを決めた委員会

(学年委員会)

第25条 各学年委員会は、当該学年に属する各学級で選出した学級代表で構成します。

- 2 各学年委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長1名、選挙管理委員1名を選任します。
- 3 各学年委員会は、学年の行事を企画し実行します。

(文化委員会)

第26条 文化委員会は、各学級で選任された委員の中から会長が任命した文化委員で構成します。

- 2 文化委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長2名、選挙管理委員1名を選任します。
- 3 文化委員会は、会長の定めるところにより文化行事を企画し実行します。

(広報委員会)

第27条 広報委員会は、各学級で選任された委員の中から会長が任命した広報委員で構成します。

- 2 広報委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長2名、選挙管理委員1名を選任します。
- 3 広報委員会は、会長が定めるところにより広報を行います。

(私学助成委員会)

第28条 私学助成委員会は、各学級で選任された委員の中から会長が任命した私学助成委員で構成します。

- 2 私学助成委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長2名、選挙管理委員1名を選任します。
- 3 私学助成委員会は、会長が定めるところにより私学助成運動を行います。

(選挙管理委員会)

第29条 選挙管理委員会は、各委員会から選出した選挙管理委員によって構成します。

- 2 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を選任します。
- 3 選挙管理委員会は、会長・副会長・役員・監査の選挙を施行します。

(その他の委員会)

第30条 運営委員会は、必要に応じ委員会を設置することができます。

2 前項の委員会の委員、委員長、副委員長に関する事項は運営委員会が定めます。

## 第5章 財 政

(経 費)

第31条 経費は会費その他の収入を充てます。

(会 費)

第32条 会費の額は総会で決定します。

(会計年度)

第33条 毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

## 第6章 附 則

(施 行)

第34条 本会則は、1997年10月25日より施行します。

第35条 本会則は、1998年 4月25日一部改正

第36条 本会則は、1999年 4月24日一部改正

第37条 本会則は、2000年 4月15日一部改正

第38条 本会則は、2001年 4月21日一部改正

第39条 本会則は、2007年 4月14日一部改正

第40条 本会則は、2009年 4月18日一部改正

第41条 本会則は、2012年 4月14日一部改正

第42条 本会則は、2013年 4月13日一部改正

第43条 本会則は、2020年 6月13日一部改正

第44条 本会則は、2021年 5月 8日一部改正

## 【細 則 集】

### ＜会費に関する細則＞

第1条 本会の会費は一家庭年額7,200円とする。

第2条 特別の事情が生じた者については、会長の承認を経て会費を減免することができる。

### ＜専門委員会細則＞

第1条 それぞれの学年委員会は、学年ごとに各学級代表で構成し学年における保護者会活動の企画推進に当たる。

第2条 文化委員会は、地域社会との交流や会員相互の研修を行う。

第3条 広報委員会は、保護者会及び学園の活動を広報誌発行を中心にして知らせる。

第4条 私学助成委員会は、私学助成運動の啓蒙と署名活動を中心にして活動する。

第5条 各専門委員会は、互選により正副委員長を選出し本運営委員会に派遣する。

### ＜慶弔に関する細則＞

第1条 弔事規定を次のように定める。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ① 会員          | ・香典 1万円            |
|               | ・供花 教育振興会と共同、金額は折半 |
| ② 生徒          | ・香典 1万円            |
|               | ・供花                |
| ③ 教職員         | ・香典 1万円            |
|               | ・供花 教育振興会と共同、金額は折半 |
| ④ 教職員の配偶者、子ども | ・香典 5千円            |
| ⑤ 教職員の両親      | ・弔電                |

第2条 その他必要が生じた場合は、会長が判断して執行する。

- \* 1997年10月25日施行
- \* 2002年 1月19日一部改正
- \* 2003年 3月 7日一部改正
- \* 2005年 3月23日一部改正